平成２４年（フ）第２６９号
富山市赤田383番地１　メゾンＫ＆ＭⅡＢ棟106号
債務者　立野　　賢
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３７号
千葉県松戸市五香西５丁目36番地の４
債務者　武田果奈絵
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７５５号
千葉県柏市しいの木台４丁目22番地31　メゾンコンフォース103号
債務者　小林　洋子（旧姓小俣）
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７６５号
千葉県我孫子市中峠1906番地の２
債務者　山勢はるみ
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７７０号
千葉県柏市大井1930番地
債務者　高橋　秀樹
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７７６号
千葉県野田市七光台168番地の11
債務者　長妻　ミカ
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２１６４号
名古屋市守山区小幡中３丁目20番２―205号守山住宅
債務者　前田　優輔
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８１３号
大阪市北区大淀中５丁目７番20号
債務者　永野美和子
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８８５号
大阪市城東区古市２丁目５番２―406号
債務者　佐藤　理恵
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９６９号
大阪市淀川区西宮原２丁目７番28―201号
債務者　春木　信子
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９８３号
大阪府茨木市豊原町９番105号
債務者　サカケン塗装こと　坂元賢二郎
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０４３号
大阪府豊中市上新田１丁目１番15―201号
債務者　中西　　努
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０９５号
大阪市生野区桃谷１丁目10番18―510号
債務者　谷山敏樹こと　康　　敏樹
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１０８号
大阪府箕面市粟生新家３丁目４番８号
債務者　迫村佳代子（旧姓中川）
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１４３号
大阪市住吉区我孫子１丁目４番５―106号
債務者　住吉　和弘
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２２９号
大阪市住吉区苅田３丁目13番21号、前住所大阪府門真市新橋町13番15―402号
債務者　宮嵜　美香
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４１５号
大阪市東淀川区瑞光３丁目３番７号サクセスビル502号
債務者　滝口　明実
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４７０号
大阪市港区田中１丁目４番５号
債務者　大西江理子（旧姓村上）
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部